

年金事務費の財政上の特例措置

○ 社会保険庁の事業運営経費の圧縮

福祉施設に係る保険料による整備費や委託費を廃止するとともに、事業運営経費全般について見直し、精査した結果、前年度予算に比べて減額

(平成16年度)	(平成17年度)	(差引増減)
5,667億円	→ 5,324億円	▲342億円

○ 国の厳しい財政事情にかんがみ、年金事務費財源の一部に保険料を充当する財政上の特例措置を継続

保険料負担についての国民の理解を得られるよう、特例措置の対象となる事務費の範囲を明確にした。

→ 保険料負担とする特例措置の対象は、国民の理解が得られるよう制度運営に直接関わる適用、徴収、給付、システム経費に限定する。

	(平成16年度)	(平成17年度)	(差引増減)
特例措置額	1,079億円	→ 923億円	▲156億円
(社会保険事務費)	1,263億円	→ 1,092億円	▲171億円)

【具体的な取扱い】

- 従来から国庫負担としている人件費については、引き続き国庫負担とする。
- 人件費以外の事務費について、特例措置として保険料負担とするものは、国民の理解が得られるよう、事業運営に直接関わる経費に限定する。
 - ・ 保険事業運営に直接関わる経費
社会保険庁と被保険者・受給者との間で行われる適用、徴収、給付に至る事務に係る経費（システム経費を含む）。
- 上記以外の経費は、国庫負担とする。
 - ・ 上記以外の内部管理事務経費
職員宿舍、公用車、福利厚生、研修等に係る経費

II 主要事項